

米原市長 様

米原市自治基本条例推進委員会からの提言に基づく運営状況に対する意見書

平成20年10月20日に米原市自治基本条例推進委員会は条例に基づく運営状況を検証した提言（意見書）をし、提言から1年を経過した段階での市の取組状況について報告を受けました。これを受け推進委員会では、現状における市の取組状況について、市民生活の現状に基づく検証を行い、さらに推進を求めること、制度化をすべきことについてとりまとめましたので、以下の9項目について重点的に取り組まれます。

1. ポイントをおさえた、市民目線の情報公開

「積極的な情報発信」とは、情報量が多ければよいというものではない。情報の発信は「どのポイントをどういうふうに公開するのか」が重要で、主要な情報については、その決定過程と必要性について、わかりやすく、かつポイントを示した公開が必要である。

2. 「利害関係者」を意識した、計画段階からの課題共有と優先順位決定の仕組みづくり

まちづくりや公共サービスの「利害関係者」が、計画段階における課題の共有や、優先順位決定のプロセスに関与することは望ましいが、公正さを求められる決定そのものには関与してはいけない。このように、計画から決定に至るプロセスにおける、市民参加や情報提供、決定プロセスの関与の仕方など、市民や利害関係者の行政への関与をルール化する必要がある。

3. 米原市に適した、協働の指針づくり

自治基本条例におけるまちづくりの基本理念である協働に関して、市民参加による委員会等を組織し、米原市に適した協働のあり方と指針の内容を検討し、「協働の指針」づくりを積極的に進める必要がある。

4. 市民相互のお助けネットワークづくりの検討

行政の情報を地域社会が共有することをさらに進めて、市民相互がお互いに身近な情報を交換し合い、助け合える情報ネットワークを整備するために、携帯電話の利用を含め、新たな地域情報共有のための仕組みの検討を進める必要がある。

5. 持続的発展のための条例づくり

環境、経済、社会の諸活動を包括する地域社会の自律的発展を促すために、持続的社会的発展の基礎となる条例を制定するための準備を進める必要がある。

6. 効果的な財政運営を行う上での事業仕分けの実施

事業仕分けを効果的な財政運営のための手法とするのであれば、現在の米原市における事務事業の内容の精査と、十分な事前準備を行ったうえで運営する必要がある。

7. テーマ性を持った、市民提案制度の構築

市民・事業者等からの提案制度は、行政の課題意識を明確にしたテーマを提示する提案制度とし、提案に対しては部局横断的な体制で対応する必要がある。

8. 地域創造会議の機能の充実

旧町の地域単位に設置された地域創造会議の機能を充実し、地域計画の策定や予算、補助金に絡む提案制度など地区協議会としての位置付けを持つ組織としての検討を開始する必要がある。

9. 市民投票条例制定へ向けての具体的方策の検討

自治基本条例第17条に規定された市民投票について、制定に向けて具体的方策を検討し方向付けをする必要がある。

平成 22 年 6 月 1 日

米原市自治基本条例推進委員会